

はなく、本来、被害者をサポートする存在に過ぎない。弁護士は、制度の趣旨を踏まえ、被害者が、直接発言するためにはどうすべきかということを考えて、支援すべきであり、検察官及び裁判官も、制度趣旨を前提に、刑事裁判を進めるべきである。

以上の通り決議する。

2013年1月26日

全国犯罪被害者の会（あすの会）

8. 役員改選

本年は役員の改選期に当たり、幹事の互選により新役員が決定した。

新代表幹事に松村恒夫、代表幹事代行に林良平、副代表幹事に新たに渡邊保を選任し、他の役員（含む顧問）は再任された。

参加者アンケートから

大会参加前は死刑制度はいらないのではないかと考えていました。それは、わざわざ殺さなくてもいいんじゃないかと思っていたからでした。しかし大会に参加後は、死刑制度は必要だと思いました。それは被害者の声を聞いて、殺人のむごさがわかったからです。もしも自分がその立場にいたら、犯人を死刑にすることしか考えないと思うからです。（10代男性）

加害者が自分の犯した罪を反省しても償いにはならない。奪った命を何で償うのかという思いが強まった。（50代女性）

法曹関係者として、犯罪被害者の生の訴えを聴くことができ、捜査公判において非常に孤独な思いを抱かれ苦しまれたという経験をされ、そして今でもその点についての思いを抱かれ続けているのを知り大変遺憾に思いました。

遺族被害者への通知、対応、捜査公判の在り方について、より被害者遺族の思いを汲んだものにする必要があると改めて認識した機会となりました。

（30代女性 法曹関係者）

検察官として15年間勤務しました。被害者の気持ちを汲み取る努力をしてきたつもりでしたが、まだまだわかっていなかったと実感しました。被害者ご遺

族のお気持ちを少しでも癒すことができるようなお手伝いをしたいと思いました。刑法として死刑制度を維持するかということ、具体的な当事者の感情とは折り合わないのだと思います。廃止した方が良いと思っていましたがわからなくなりました。

（50代女性 弁護士）

凶悪犯罪被害者の話を聞き、死刑制度の必要性について強い気持ちを感じた。更生の可能性といっても抽象的であり、被害者にとっては納得できるものではないであろう。（50代女性）

弁護士は加害者派と被害者派の二派に分かれてしまっているのでしょうか。そうすると、強制加入団体の弁護士会が、死刑の執行停止の申し入れするようでは自治団体としての意義付けを自ら外れているような気がする。（50代男性 公務員）

事件後の被害者の生活は一変する。遺族・当事者のケア、制度の確立を願いたい。（70代男性）

人を憎まず罪を憎む。まさにそうです。死刑制度は加害者のための制度で、できることなら被害者が直接されたように殺したり苦しめる制度があると思う。（40代女性）